安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称（製品コード）　：接点復活剤ドライ（洗浄タイプ）（CR-D：品番 A461）
会社名称　：株式会社　和光ケミカル
住所　：神奈川県小田原市南鴨宮 1-1-1
電話番号　：0465-48-2211㈹
FAX 番号　：0465-49-1951
緊急連絡電話番号　：技術部（電話：0465-48-8114）
推奨用途及び使用上の制限　：電気接点等の金属部品洗浄用。用途以外に使用しないこと【業務用】
作成日　：2002 年 7 月 1 日　（2025 年 5 月 1 日　改訂第 16 版）
整理番号　：A461-J16

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

エアゾール	区分 3
水生環境有害性 短期（急性）	区分 3
水生環境有害性 長期（慢性）	区分 3

※記載のないものは区分に該当しない、または分類できない。

絵表示又はシンボル　なし
注意喚起語　警告
危険有害性情報
- H229：高圧容器：熱すると破裂のおそれ
- H402：水生生物に有害
- H412：長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
【安全対策】
- P210：熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- P251：使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- P273：環境への放出を避けること。

【応急措置】
- なし

【保管】
- P410+P412：日光から遮断し、50℃以上の温度でばく露しないこと。

【廃棄】
- P501：内容物／容器を国際条約や国／都道府県／市町村の規則に従い廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　：混合物
- フッ素系溶剤　企業秘密の為記載できない。
- 噴射剤（CO_2）　企業秘密の為記載できない。

危険有害成分及び含有率　：

化合物名	CAS-No.	官報公示整理番号(化審法)	労働安全衛生法(対象法規)	PRTR 法(管理番号)	含有率(wt.%)
二酸化炭素	124-38-9	(1)-169	・表示/通知対象※1	非該当	1～ 5※2

※1：2026 年 4 月 1 日改正より　※2：営業秘密

4. 応急措置

眼に入った場合　：水で数分間洗浄する。コンタクトレンズなどは外す（固着していたら無理に外さない）。眼の刺激が続く場合は医師の診察／手当てを受けること。
皮膚に付着した場合　：水と石けん等でよく洗い流す。皮膚刺激が生じた場合は医師の診察／手当てを受けること。

吸入した場合　：速やかに通気の良いところへ移動し安静にする。嘔吐物は飲み込ませないこと。気分が回復しない場合や呼吸に関する症状が現れた場合は、医師の診察／手当てを受けること。
飲み込んだ場合　：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。気分が悪いときは医師の診察／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火方法　：本品には通常引火性は無いが、延焼などで着火した場合には消火剤を使用して消火する。
：加熱した面に噴霧すると、成分中のフッ素化合物が分解することで HF・COF_2 などの有毒なガスが発生するので、発生したガスを吸引しないよう注意して消火を行う。
：輻射熱による容器破損を防ぐため、周囲の容器や設備などに散水する。
：消火作業の際は風上から行い、必ず保護具を着用する。
：火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火剤　：霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガスが有効である。

6. 漏出時の措置

共通事項　：付近の着火源、高温体及び可燃物を取り除く。
：着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
：作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル）等を着用する。
：付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をすること。
：河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
少量の場合　：おがくず、砂、ウエス等に吸着させ容器に回収し、その後を完全に拭い取る
大量の場合　：土のうなどで流出を防ぎ、ポンプなどで吸い取る。
：単独での回収が困難な場合は、乾燥砂、土、その他不燃性のものに吸収させて回収する。
：被害の拡大や二次災害を防ぐ為、速やかに関係機関に通報する。
水上の場合　：オイルフェンスで拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。
：薬剤を用いる場合は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合した物を用いる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い　：換気の良い場所で取り扱う。
：周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
：静電気対策を行ない、作業衣、作業靴は導電製のものを用いる。この物質は静電気帯電する傾向があるので注意する。
：吸い込んだり、眼、皮膚、及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用し、出来るだけ風上から作業する。
：換気の悪い場所での作業時には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業する事。
保管　：容器は直射日光を避け、通風の良い暗所に保管する。
：火気、熱源から遠ざけて保管する。
：酸化性物質、有機過酸化物などと同一場所に置かない。

8. ばく露防止及び保護措置

化合物名	CAS-No.	管理濃度	濃度基準値 (安衛則 577-2) 8 時間 / 短時間	ACGIH　TLVs TWA / STEL	日本産業衛生学会 許容濃度
二酸化炭素	124-38-9	—	— / —	5000 / 30000 ppm	5000 ppm

設備対策　：屋内作業場は、排気装置を設置する。
取り扱い場所の近辺に、洗眼・身体洗浄のための設備を設ける。
保護具　：作業環境／使用量／使用頻度に応じ、適切な保護具を選択することが望ましい。
呼吸用保護具　：有機ガス用防毒、防塵マスク。密閉された場所では送気マスク等。
手の保護具　：保護手袋等。
眼、顔面の保護具　：保護眼鏡等。
皮膚および身体の保護具：保護衣、保護長靴、身体保護具等。

9. 物理的及び化学的性質

状態　：液体
外観　：無色透明
臭い　：オレンジ臭
融点　：データなし
凝固点／流動点　：-20℃以下
沸点　：40℃以上
引火点　：なし
発火点　：データなし
爆発範囲　：なし
蒸気圧　：データなし
蒸気密　：データなし
液密度(25℃)　：1.4 g/cm^3
溶解性　：水に不溶
オクタノール／水分配係数：データなし

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性　：通常の取扱い条件において安定。
可燃性　：通常の使用条件ではなし。
自然発火性　：なし
酸化性　：なし
自己反応性・爆発性　：なし
その他　：加熱した面に噴霧すると、成分中のフッ素化合物が分解することで HF・COF_2 などの有毒なガスが発生するので、吸引しないよう注意する。

11. 有害性情報

製品としてのデータはない。成分ごとのデータおよび GHS 区分より判定した。
記載無きものは GHS 分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。
急性毒性　経口　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
　　経皮　：成分および組成より分類できないと判断した。
　　吸入　：成分および組成より分類できないと判断した。
皮膚腐食性／刺激性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
呼吸器感作性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
皮膚感作性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
生殖細胞変異原性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
発がん性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
生殖毒性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
特定標的臓器毒性
　単回ばく露　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
　反復ばく露　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
誤えん有害性　：成分および組成より区分に該当しないと判断した。
その他　：加熱した面に噴霧すると有毒なガスを発生し、それを吸引すると呼吸器系に痛みを感じ、頭痛などインフルエンザに似た症状を呈することがある。

12. 環境影響情報

製品としてのデータはない。成分ごとのデータおよび GHS 区分より判定した。
記載無きものは GHS 分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。
生態毒性
　水生環境有害性
　　短期（急性）　：成分および組成より区分 3 と判断した。
　　長期(慢性)　：成分および組成より区分 3 と判断した。
残留性・分解性　：成分中のフッ素系溶剤は難生分解性である。

生体蓄積性　：現在のところ有用なデータなし。
土壌中の移動性　：現在のところ有用なデータなし。
オゾン層への有害性　：オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書リストに掲載なし。
地球温暖化係数　：噴射ガス　1、内容液　<150（IPCC 5 次レポート）

13. 廃棄上の注意

1.事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2.投棄禁止
3.埋め立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却し、その燃え殻について下記の物質が環境省で定めた基準以下であることを確認しなければならない。
銅またはその化合物、亜鉛またはその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀またはその化合物、ひ素またはその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛またはその化合物、カドミウムまたはその化合物、シアン化合物、PCB。
4.燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張り人を付けること。
5.廃棄時における関係法規
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
・危険物の規制に関する政令
・金属等を含む産業廃棄物に関する判定基準を定める環境省令
・特定製品にかかわるフロン類の回収および破壊の実施の確保に関する法律
・地球温暖化対策の推進に関する法律

14. 輸送上の注意

注意事項　：取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと
容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷の内容に積み込み、荷崩れ防止を確実に行なうこと。
国連規制　：国連番号…UN-1950
国連分類…Class 2.2（不燃性エアゾール）
容器分類…―
指針番号…126
海上輸送に関しては IMO、航空輸送に関しては ICAO／IATA の規定に従う。
国内規制　：陸上輸送…消防法、安衛法などに定められている運送方法に従う
海上輸送…船舶安全法に定められている運送方法に従う
航空輸送…航空法に定められている運送方法に従う

15. 適用法令

労働安全衛生法　：危険物（令別表第 1）に該当する（可燃性のガス、引火性のもの）
：ラベル表示および SDS 通知対象物質（施行令別表 9、安衛規則別表 2）を含有する。
・表示対象濃度以上…二酸化炭素（2026 年 4 月改正より）
：有機溶剤中毒予防規則（施行令別表 6 の 2）に該当しない。
：変異原性が認められた既存化学物質を含有しない
：安衛則 577 条の 2 規定のがん原性物質を含有しない。
：安衛則 594 条の 2 規定の皮膚障害化学物質等を含有しない。
化管法（PRTR 法）　：非該当
毒物及び劇物取締法　：非該当
消防法　：危険物　非該当
高圧ガス保安法　：適用除外（エアゾール）
船舶安全法　：危険物（高圧ガス）
航空法　：危険物（高圧ガス）
海洋汚染防止法　：ばら積み貨物でないので製品としては非該当。
オゾン層保護法　：非該当

地球温暖化対策法　：2 条第 3 項第 4 号（ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）
化学兵器禁止法　：特定有機化学物質（有機フッ素化合物）に該当

16. その他の情報

RoHS 指令有害物質　：いずれも意図的な含有なし
ELV 指令有害物質　：いずれも意図的な含有なし
引用文献　：①原料メーカーSDS
②製品評価技術基盤機構ホームページ
③法律に関するホームページ

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として提供されるものです。取扱者はこれを参考とし、自らの責任において個々の取扱の実態に合わせた処置を講ずることが必要であり、これを理解した上で活用して下さい。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。